

青森県報

第二千九百十三号

平成二十年
三月二十八日
(金曜日)

目次

告 示

- 救急病院の設置……………(医療薬務課) …… 一
- 介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス事業の廃止の届出……………(高齢福祉課) …… 一
- 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の居宅介護支援事業の廃止の届出……………(同) …… 二
- 介護保険法による指定介護療養型医療施設の指定の辞退……………(同) …… 二
- 介護保険法による指定介護予防サービス事業者の介護予防サービス事業の廃止の届出……………(同) …… 二
- 保安林の指定……………(林政課) …… 三
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定……………(河川砂防課) …… 三
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定の一部改正……………(同) …… 三
- 右 同……………(同) …… 四
- 青森県指定金融機関等の指定の一部改正……………(経理課) …… 四
- 建設業者の許可の取消し……………(上北地域局) …… 五

告 示

示

青森県告示第二百三十八号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次のとおり救急病院を認定したので、同令第二条第一項の規定により告示する。

平成二十年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	認定の有効期限
外ヶ浜町国民健康保険外ヶ浜中央病院	東津軽郡外ヶ浜町字下蟹田四一の一	平成二十三年三月二十七日

青森県告示第二百三十九号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第七十五条の規定により、次の指定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止した旨の届出があったので、同法第七十八条第二号の規定により公示する。

平成二十年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者 名称又は 名 称	主たる事務所の 所在地又は住所	居宅サ ビスの種 類	居宅サ ビス事業を行 つ 所		廃 止 年 月 日
			名 称	所 在 地	
エバン ドール グループ 株式会 社	弘前市大字西城 北二丁目六の三	訪問入浴 介護	エバン ドール グループ 株式会 社	むつ市新町三二 の一五	平成 二〇・三・三
社会福祉法 人つがる市 社会福祉協 議会	つがる市木造若 緑五二	訪問入浴 介護	つがる市 社会福祉協 議会	つがる市稲垣町 豊川宮川一三六 の一	二〇・二・元

社会福祉法人三恵会	むつ市大畑町大赤川二九の四	通所介護	延寿園デイサービスセンター	むつ市大畑町大赤川二九の四	二〇・三・三
しんせい五戸農業協同組合	三戸郡五戸町字博勞町二一の四の一	訪問介護	J A しんせい五戸ホームヘルプサービス「まごころ会」	三戸郡五戸町字博勞町二一の四の一	二〇・一・三
しんせい五戸農業協同組合	三戸郡五戸町字博勞町二一の四の一	福祉用具貸与	J A しんせい五戸ホームヘルプサービス「まごころ会」	三戸郡五戸町字博勞町二一の四の一	二〇・一・三

青森県告示第二百四十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条の規定により、次の指定居宅介護支援事業者から居宅介護支援事業を廃止した旨の届出があったので、同法第八十五条第二号の規定により公示する。

平成二十年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅介護支援事業者	名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所	名称	所在地	廃止年月日
	社会福祉法人 藤聖母園	青森市奥野三丁目七の一				

青森県告示第二百四十一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十三条の規定により、次の指定介護療養型医療施設がその指定を辞退したので、同法第百十五条第二号の規定により公示

する。

平成二十年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	開設の場所	指定辞退年月日
佐藤外科	弘前市大字御幸町三の二四	平成二〇・三・三

青森県告示第二百四十二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から介護予防サービス事業を廃止した旨の届出があったので、同法第百十五条の九第二号の規定により公示する。

平成二十年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者	名称又は氏名	主たる事務所又は住所の所在地	介護予防サービスの種類	名称	所在地	廃止年月日
	バンドーエングループ株式会社	弘前市大字西城北二丁目六の三				
指定介護予防サービス事業者	名称又は氏名	主たる事務所又は住所の所在地	介護予防サービスの種類	名称	所在地	廃止年月日
	社会福祉法人つがる市社会福祉協議会	つがる市木造若緑五二				
指定介護予防サービス事業者	名称又は氏名	主たる事務所又は住所の所在地	介護予防サービスの種類	名称	所在地	廃止年月日
	しんせい五戸農業協同組合	三戸郡五戸町字博勞町二一の四の一				

しんせい五戸農業協同組合	三戸郡五戸町字博芳町二の一、四の一	介護予防福祉用具貸与	JAしんせい五戸ヘルプステーション「まごころ会」	三戸郡五戸町字博芳町二の一、四の一	二〇一・三
--------------	-------------------	------------	--------------------------	-------------------	-------

青森県告示第百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり森林を保安林として指定するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成二十年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林の所在場所

西津軽郡深浦町大字松神字下浜松三三の六（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び深浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第百四十四号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三十一条の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第三項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び東青地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

旗の台団地一号急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から標柱八号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱八号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、標柱三号と標柱四号を結んだ線は市道旗の台一〇号線左側官民地境界線と市道旗の台一二号線右側官民地境界線とし、その他の各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した土地の表示

標柱番号	市町村名	大字名	字名	地番
一	青森市	新城	山田	二四八の一
二	"	"	"	一一二の六六一
三	"	"	"	一一二の六六二
四	"	"	"	一一二の六六三
五	"	"	"	一一二の六六四
六	"	"	"	一一二の六六五
七	"	"	"	一一二の六六六
八	"	"	"	一一二の八四

青森県告示第百四十五号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三十一条の規定により、昭和六十三年三月二十六日青森県告示第百八十九号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）の一部を次のとおり改正するので、同条第三項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び中南部地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

第五号を次のように改める。

五 沢田急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から標柱十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱十一号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、標柱七号と標柱八号を結んだ線は市道沢田線右側官民地境界線とし、その他の各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した土地の表示

標柱番号	市町村名	大字名	字名	地番
一	弘前市	沢田	園村	四二の一
二				一九の七
三				一九の五
四				一九の三
五				一四の七
六				〃
七				一一の一
八				一六の一
九				二二の一
十				四の三
十一				一八の五

青森県告示第二百四十六号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三條第一項の規定により、昭和五十一年三月十八日青森県告示第八十四号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）の一部を次のとおり改正するので、同条第三項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県土木整備部河川砂防課及び三八地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

第二十八号を次のように改める。

二十八 七日市急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から標柱十四号までを順次結んだ線及

び標柱一号と標柱十四号を結んだ線に囲まれた区域（町道風張柏木田線の区域を除く。）。この場合において、標柱十一号と標柱十二号を結んだ線は町道田子中学校東線左側官民地境界線と町道風張柏木田線右側官民地境界線とし、その他の各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した土地の表示

標柱番号	市町村名	大字名	字名	地番
一	三戸郡田子町	田子	天神堂平	六八の三
二				六二
三				六三の五
四				九の一
五				八六の一
六				〃
七				〃
八				〃
九				〃
十				〃
十一				二六の一七
十二				六五の一
十三				六六の二九
十四				六六の一

青森県告示第二百四十七号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一部を次のように改正し、平成二十年四月一日から施行する。

平成二十年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

第二号の表中

十和田市農業協同組合	十和田市西十三番町
十和田市農業協同組合大深内支所	十和田市大字洞内
十和田市農業協同組合藤坂支所	十和田市大字相坂

を

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 山久興業
- 二 氏名 岡山 久五郎
- 三 主たる営業所の所在地 上北郡東北町字塔ノ沢山一の三二九
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一八）第一三〇六五号
- 五 取消年月日 平成二十年三月五日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

平成二十年二月五日前記建設業者が死亡したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

「	十和田おいらせ農業協同組合 十和田おいらせ農業協同組合大 深内支店	十和田市西十三番町 十和田市大字洞内	
「	十和田おいらせ農業協同組合藤 坂支店	十和田市大字相坂	に改め、
「	十和田おいらせ農業協同組合も もいし支店	上北郡おいらせ町上前田	
「	十和田おいらせ農業協同組合下 田支店	上北郡おいらせ町馳下り	
「	もいし農業協同組合	上北郡おいらせ町上前田	「 及び
「	下田町農業協同組合	上北郡おいらせ町馳下り	」 を削る。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭